

加賀の國観光ガイドブック制作業務委託に関する 企画提案（プロポーザル）実施要領

加賀の國観光ガイドブック制作業務委託の「企画提案（プロポーザル）実施要領」（以下「実施要領」という。）は、*加賀地域連携推進会議（以下「オール加賀会議」という。）が実施する加賀の國観光ガイドブック制作業務（以下「業務」という。）の委託に関して、必要な事項を定めるものである。

1. 事業の概要

本事業は、2021年の東京オリンピック・パラリンピック、2023年加賀立國1200年、2024年北陸新幹線敦賀開業を控え、交流機会の拡大が見込まれることから、加賀の國の観光スポットを魅力的に取り上げ、周遊できるガイドブックを制作し、交流人口・関係人口の拡大を図る。

2. プロポーザルの目的

この企画提案方式（以下「プロポーザル」という。）は、受託者を決定するにあたり、価格のみの競争ではなく、事業者の実績や経験、企画力など、受託者としての適格性・事業遂行への技量などを見極めるために行うもので、プロポーザルに参加する事業者（以下「参加者」という。）が提出した企画提案書等の内容を評価し、最も高い評価を受けた参加者を契約候補者として特定する。ただし、参加者が無い場合又は参加者の中に適格者がいないときは契約候補者を特定しないときがある。

3. 作成委託に係る業務委託の内容

別添「業務仕様書（以下「仕様書」という。）」による。

4 予算上限額

9, 0 0 0 千円（消費税含む）

5. 応募の資格要件

応募にあたっては、以下のすべての要件を満たしているものとする。

- (1) 法人格を有し、本委託業務を円滑に遂行できるよう、安定的かつ健全な財政能力を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定による一般競争入札の参加者の資格を有する者。
- (3) 反社会的勢力との関係
 - ①役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）及び暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員と密接な関係を有する者（以下「反社会的勢力」という。）であると認められる者でないこと。
 - ②反社会的勢力が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者でないこと。
 - ③役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力の威力又は反社会的勢力関係者を利用していると認められる者でないこと。

いこと。

④役員等が、反社会的勢力関係者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に反社会的勢力の維持運営に協力し、若しくは関与していると認められる者でないこと。

⑤役員等が反社会的勢力関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者でないこと。

(4) 国税又は地方税を滞納していない者。

6. 応募方法等

(1) スケジュール

- | | |
|-----------------|---------------------|
| ① 実施要領等の公表・配布開始 | 令和3年3月18日 |
| ② 実施要領等に関する質問受付 | 令和3年3月18日～令和3年3月24日 |
| ③ 実施要領等に関する質問回答 | 随時 |
| ④ 参加表明書の受付 | 令和3年3月18日～令和3年3月26日 |
| ⑤ 参加表明書の審査・認定 | 随時 |
| ⑥ 企画提案書の受付 | 令和3年3月18日～令和3年3月31日 |
| ⑦ 企画提案の審査会 | 令和3年4月6日～7日頃(予定) |
- ※Zoomによるリモート審査会を予定。開催日時を含め詳細は追って通知する。
- ⑧ 結果の通知 受託者の決定後、速やかに行う。

(2) 実施要領等の配布

- ① 配布開始日：令和3年3月18日(木)
- ② 配布場所：
・オール加賀会議ホームページ「ようこそ 加賀の國」
・オール加賀会議ホームページ(小松市ホームページ内)

(3) 実施要領等に関する質問及び回答

① 質問の方法

質問内容を簡潔にまとめ企画提案質問書(様式1)にて、持参又は電子メールにて提出するものとする。(その他の方法による受付は行わない。)

なお、持参による場合は、回答を送る電子メールアドレスを記入すること。

また、電子メールによる場合は、受信を電話で確認すること。

② 受付期間

期間：令和3年3月18日(木)～令和3年3月24日(水)ただし、土・日、祝日を除く。

時間：午前9時から午後5時まで

③ 提出先

10. 問い合わせ先のとおり

④ 回答方法

質問に関する回答は、質問を受理した日からおおむね3日以内に、質問者に対して電子メールで回答を行う。また、質問内容及び回答は、上記オール加賀会議ホームページに記載する。

(4) 参加表明書等の提出

① 提出の方法

応募者は、参加表明書（様式2）及び必要書類を持参又は郵送で提出するものとする。
なお郵送による場合は、電話による連絡を併せて行うこと。

② 受付期間

期間：令和3年3月18日（木）～令和3年3月26日（金）ただし、土・日、祝日を
除く。

時間：午前9時から午後5時まで

③ 提出先

10. 問い合わせ先のとおり

④ 提出書類

次の書類を各1部提出する。

- ・参加表明書（様式2）
- ・誓約書（様式3）
- ・会社の概要がわかるもの（様式は任意）例：パンフレット、商業登記簿等

⑤ 審査・認定

提出のあった場合、随時行うものとする。

(5) 企画提案書等の提出

① 提出の方法

応募者は、企画提案書（任意）及び必要書類を持参または郵送で提出するものとする。
なお郵送による場合は、電話による連絡を併せて行うこと。

② 受付期間

期間：令和3年3月18日（木）～令和3年3月31日（水）ただし、土・日、祝日を
除く。※郵送の場合は、期限必着とする。

時間：午前9時から午後5時まで

③ 提出先

10. 問い合わせ先のとおり

④ 提出書類

提出書類は以下のとおりとする。書類の規格はA4版で作成することとし、様式等は任
意とする。なお、企画提案書は、分かりやすく簡素なものを作成すること。

- ・企画提案書／提出部数7部
- ・業務実施体制表（様式4）／提出部数7部
- ・業務委託見積書（業務委託中の本業務にかかる費用を見積もり、消費税及び地方消費税
を加算した額を記載）／提出部数1部

7. 企画提案の選定方法（契約候補者の選定）

企画提案についての審査会を行う。その際、企画提案者の説明及び質疑を行う。その後、選考会議において、提案内容に対し別紙の評価基準により企画提案書等を評価し、合格点が最も高い企画提案を特定する。

なお、最高点の企画提案が複数あるときは、選考会議での協議の上特定する。

(1) 審査結果の通知

審査結果は、採択・不採択にかかわらず参加者に文書で通知することとし、電話等による問合せは応じない。また、審査結果及び審査内容は公表しない。

8. 事業の実施および契約の締結

企画提案の結果、最優秀者となった事業者と事業内容及び期間その他の事項について協議合意の上、発注書をもって事業を実施するとともに、かつ予算成立後に本契約していくこととする。

9. その他の留意事項

- (1) 本企画書等の作成、提出及びヒアリング（審査会での説明）等に要する費用は、応募者負担とする。
- (2) 企画提案書等に虚偽の記載をした場合は、企画提案を無効とする。
- (3) 提出期限以降における企画提案書等の記載内容の変更、応募に必要な書類等の差し替えや再提出は認めない。
- (4) 提出された書類は、応募者に無断で本プロポーザルの目的以外使用しない。
- (5) 提出された企画提案書等は一切返還しない。
- (6) 選定された企画提案書についての内容は、選定された契約候補者と協議を行い、修正等必要な個所については、これを行い実施するものとする。
- (7) 契約候補者は、契約を行うための見積り合わせを実施し、契約の相手方として契約書を取り交わす。
- (8) 令和3年9月30日までの業務実施および完了を前提とした提案とすること。
- (9) 応募者は、参加表明書の提出をもって、この要領及び仕様書の記載内容を承諾したものとみなす。

10. 問い合わせ先

オール加賀会議事務局（小松市観光文化課）
〒923-8650 石川県小松市小馬出町9 1 番地
電話：0761-24-8076 F A X：0761-23-6404
電子メール：kankou@city.komatsu.lg.jp

※加賀地域連携推進会議（オール加賀会議）

石川県加賀地域の野々市市、白山市、川北町、能美市、小松市、加賀市の6市町の自治体等団体及び個人で組織し、地域資源の強みを活かし、相乗効果と相互補完による地域づくりに連携して取り組み、地域の発展を目指すことを目的としている。